

入 札 説 明 書

令和5年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和5年2月1日

2 契約担当者 笠置町 町長 中 淳志

3 担 当 課 笠置町商工観光課

〒619-1393

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

電話 0743-95-2327 (直通)

4 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称 令和5年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務

(2) 業 務 番 号 5笠商観第1号

(3) 業務履行場所 府立笠置山自然公園内 (笠置町大字笠置地内)

(4) 業 務 概 要 別添「仕様書」のとおり

(5) 履 行 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可

がなされていないものではないこと。

- (3) 笠置町暴力団排除条例（平成23年笠置町条例第7号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (4) 本件の公告日から契約締結日までの期間において、笠置町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成23年公布第20号）に基づく指名停止がされていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 国税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 仕様書の内容を理解し、履行する能力を有し、笠置町内を拠点としている株式会社、有限会社及び任意団体（公益社団、財団法人、一般社団法人、特定非営利法人等の法人資格は問わない。）
- (8) 活動内容が笠置町内の観光振興を目的とし、その旨を定款・約款に記載している者であること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望される者は、入札説明書において示す確認申請書に一般競争入札参加確認資料（以下「資格確認資料」という。）を添付して次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和5年3月10日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送すること。（持参は不可。）

ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方

法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1

笠置町商工観光課

(3) 資格確認資料の内容

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 類似業務の実績調書（様式2）

ウ 誓約書（様式3）

エ 履歴事項全部証明書

(4) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類については、1部提出すること。

ウ 留意事項

(i) 提出された書類は、返却しないものとする。

(ii) 提出された書類は、本町において無断使用することはない。

(iii) 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を行うことがある。

(5) 確認申請書は様式1により作成すること。

7 入札資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本町に対して入札参加資格がないと認めた理由について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。))に持参した場合に限り、説明を求めることができる。

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 仕様書等に関する質問回答

(1) 質問については、指定の様式で電子メール又はFAXにより笠置町商工観光課へ提出すること。なお、提出した場合は、必ず商工観光課に受領確認の連絡をすること。

(e-mailアドレス: kankou@town.kasagi.lg.jp、FAX: 0743-95-2961)

提出期限 令和5年2月6日(月)から令和5年2月20日(月)正午まで

(2) 回答については、令和5年2月22日(水)笠置町ホームページのトップから「新着情報」>「令和5年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務 回答」にて掲載する。

9 入札の手続等

(1) 入札書の提出期限・提出先等

ア 提出期限 令和5年3月27日(月)午後5時(必着)

イ 提出先 〒619-1393 京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通90-1
笠置町商工観光課

(2) 入札の方法

ア 入札書及び業務内訳書は、郵送により提出すること。(持参は不可。)

イ 郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ 郵送用の封筒には、「令和5年度 府立笠置山自然公園清掃及び維持管理業務 入札書在中」と朱書きすること。

エ 「入札書」と記載した封筒には、入札書を入れ、封筒等の処理をする。

オ エの封筒及び業務費内訳書を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

キ 入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状(別記様式第6号)を郵送により提出しなければならない。

ク 入札については、「入札説明書」及び「入札条件」によるものとする。(必ず熟読)

(3) 入札書に記載する金額

落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は、切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 業務費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、公告時の貼付資料を利用して業務費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の消費税相当額を除く合計金額に一致させること

ウ 落札決定後は、提出された業務費内訳書は返却しないものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のおこなった入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者のおこなった入札

オ 本説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

カ 開札の日時において有効な業務費内訳書を提出しない者の行った入札

キ 本町により入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認の後指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において5に掲

げる資格のない者の行った入札

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) その他

入札の詳細については通知する必要がある場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

1 0 入札保証金

免除する。

1 1 契約保証金

免除する。

1 2 開札

開札は次に掲げる日時及び場所において行う。

ア 開札日時 令和5年3月28日(火)午前10時00分から

イ 開札場所 笠置町役場 本庁舎 2階会議室

1 3 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

1 4 契約書の作成

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

1 6 支払条件

(1) 前払金

無

(2) 部分払

有(四半期払い)

(3) 随意契約により締結する予定の有無

無

18 その他

- (1) 入札参加者は、本説明書を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書若しくは資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、笠置町の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 本説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。